

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第58号

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則

京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第9条中「省令」の右に「第20条の2第1項、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 省令第20条の2第1項の規定による営業の譲渡に関する美容所承継届には、同条第2項及び同条第3項において準用する省令第19条第4項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)

(2) その他保健所長が必要と認める書類

第1号様式注以外の部分中「※」を削り、

「

	開設予定年 月日	年 月 日
営業の譲 受け	譲受けの有 無	<input type="checkbox"/> 有 { 検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号 } <input type="checkbox"/> 無
	変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 { 美容師法施行規則 (以下「省令」という。) 第19条第1項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号 } <input type="checkbox"/> 無

を

「

	開設予定年 月日	年 月 日
--	-------------	-------

に

改め、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削る。

第2号様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同注4中「(営業を譲り受けた場合を除く。)」を削り、同注4を同注3とする。

第5号様式注以外の部分中「相続」を「譲渡 相続」に、「被相続人」を「譲渡人、被相続人」に、「相続開始、合併又は分割の」を「地位を承継した」に改め、同様式注2中「届出者が法人である場合は、記入する必要はありません」を「区分が相続の場合にのみ、記入してください」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の京都市美容師法施行細則第4条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第5号中「省令」とあるのは、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第101号）第6条の規定による改正前の省令」とする。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)